

① 発注者等による安全衛生の取組

- 発注者による安全衛生経費の適切な積算、施工者間の請負契約における安全衛生経費の明確化
- 設計段階における施工時の作業性・安全性への配慮
- 発注者・設計者から施工者への的確な情報提供・指示、隣接工事の発注者による連絡調整の場の設置等
- ②から④の対応状況の確認

② リスクアセスメントの実施促進等

- リスクアセスメントによる、より安全な工法の選択、リスク低減策の評価と改善
- 元方事業者による現場の統括安全衛生管理
- 工事従事者の経験や能力、立場等に応じてきめ細かい教育
- 危険個所や視覚的に捉えられない危険の「見える化（可視化）」

③ 墜落・転落災害等の防止徹底

- 高所作業を少なくするような観点からも工法を検討
- 足場を設置する際のより安全性の高い措置
- 墜落時に身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯を積極的に採用
- 埋設物・架空線の破損事故、資機材の落下、工事車両による交通事故等の公衆災害の防止

④ より魅力ある建設現場の構築

- 先進的な安全技術や安全管理手法を積極的に採用
- 熱中症予防、メンタルヘルス対策等の工事従事者の健康管理
- 女性専用のトイレ・更衣室の設置、受動喫煙防止対策の徹底や長時間労働の縮減など、これからの時代に相応しい現場づくり
- 安全衛生活動に功績のあった者や優良工事への表彰